

第3回推進会議の意見に対する対応方針(7件の意見)

NO	分類	意見	対応
1	都市再生のあり方について	広域活性化地区は、商業・業務機能を集積するとしているが、需要を考えると難しいのではないか。	広域活性化地区は県南地区の拠点として商業業務機能を誘導する必要があることから現在の記述となっている。
2		にぎわいのために高層住宅の1階、2階を住宅機能以外の用途にすることが必要である。	誘導手法を検討する。
3		戸建住宅の扱いについて、需要等を考慮すると排除することは難しいのではないか。良い混在の仕方もあるのではないか。	需要を考慮した記述に修正するが、戸建住宅と集合住宅の混在は、日照など様々な課題が存在することからある程度の誘導は必要であると考ええる。
4		分譲住宅のみであると長期的に高齢化等の問題が発生することや、研究環境の低下をもたらすことから、賃貸住宅をいかに導入するかが重要である。	賃貸住宅の導入は重要であるため、誘導の仕方も含め検討する。

5	中間報告について	現在の公務員宿舎の都市環境をすべて継承することはできないということを記述すべき。	中間報告 P11 に記述。
6		好ましい誘導イメージは誤解を生む可能性があるため、掲載しないほうが良い。	中間報告には掲載しない。最終報告では掲載したいと考えている。
7		最低限守るべき事項と上乘せの誘導を明確に示す必要がある。	中間報告 P14 以降に記述。